

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (渚保育所・渚西保育所)	
開 催 日 時	令和元年12月6日(金)	午後6時30分から午後7時40分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館2階 第1・第2集会室	
出 席 者	会 長：富岡委員 委 員：石田委員、高橋委員、中村委員、木村委員、宮部委員、 白井委員、坂本委員、松永委員	
欠 席 者	なし	
案 件 名	①運営法人の募集について ②その他	
提出された資料等の名	資料1 渚保育所・渚西保育所民営化に係る募集条件の見直しについて 資料2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(修正案) 資料3 再募集に係る募集要項修正箇所一覧 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準 (修正案) 資料5 今後のスケジュール(案) 参考資料1 委員配席表	
決 定 事 項	・渚保育所・渚西保育所民営化に係る募集条件の見直しと、募集要項 (案)の修正について確認した。 ・募集要項の見直しを反映した運営法人選定審査会選定基準(案)の 修正と今後のスケジュールについて確認した。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情 報が含まれる事項について審議を行うため非公開。	
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公表	
傍 聴 者 の 数	0人	
所 管 部 署 (事 務 局)	子ども青少年部 子育て事業課	

審 議 内 容

【会長】

定刻になりましたので、第2回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めます。まず、事務局から本日の委員の出席状況などについてご説明をお願いします。

【事務局】

本日の委員の出席状況ですが、委員9人のうち現在8人が出席されており、本会議が成立していることをご報告いたします。委員1名が、30分程度遅れて来られると連絡を受けておりますので、よろしく願いいたします。なお、本日の傍聴者は0人でございます。

(配付資料の説明)

【会長】

ありがとうございました。続きまして、本日の会議の取り扱いについて、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

第1回の選定審査会におきまして、第2回以降の会議は具体的な法人選定の手続きに入っていく予定であったことから、非公開とする旨、ご確認いただきました。後ほど、前回の会議以降の経過についてご報告をさせていただきますが、本日の案件では、案件1は第1回の会議で公開によりご審議いただきました募集要項の内容の見直しについてご審議をいただきます。

また、案件2では、非公開で行った選定基準等の見直しや、今後のスケジュール等についてのご審議をいただきたいと考えております。そのため、本日の会議については、第1回の会議での取り扱いと同様に案件1については公開、案件2については枚方市情報公開条例第5条第6号の審議、検討、または協議に関する情報を扱うことになるため、非公開により行うことが適切と考えております。

【会長】

ありがとうございました。ただいま事務局からご説明がありましたとおり、また前回の会議での取り扱いと同様に、本日の会議の公開、非公開について、案件1については公開、案件2については、審議する法人の選定基準や今後のスケジュールなどについては、事前に公表されると、今後の選定にあたっての公平性を損ねるおそれがあるため、非公開とすることが適切と考えますが、そのように取り扱ってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。それでは、本日の案件1については公開、案件2については非公開と

いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続いて、議事に先立ちまして事務局から、前回の審査会以降、本日の会議開催に至るまでの経過についてご報告をお願いします。

【事務局】

それでは議事に先立ちまして、事務局からご報告をさせていただきます。

まず一点目が募集要項についてですが、前回の会議でいただきましたご指摘等を踏まえ、最終的に会長と調整をさせていただき、内容を確定いたしました。確定した募集要項につきましては、委員の皆様にも郵送にてお送りさせていただいておりますが、提出書類の様式等と合わせて、11月13日付で本市ホームページへの掲載などにより、運営法人の募集を開始させていただきました。

二点目としまして、応募の条件としております、法人を対象とした説明会及び現地見学会を去る11月24日の日曜日に渚西保育所、渚保育所の順で実施いたしました。説明会には6法人の参加がございました。説明会では応募にあたっての法人の資金計画もごございますので、土地造成や施設整備に係る補助金についての試算額の提示などの具体的な説明や、引き継ぎ保育の職員配置についてのより詳細な考え方などについて、募集要項の補足説明等を行うとともに、各施設の見学を行っていただき、その後、法人からの疑問点などについて質疑応答を行いました。

質疑応答におきましては、保育所2か所を同時に民営化することによる、施設長や看護師、調理員を含めた職員確保において、法人として負担が大きく、現実的に昨今の保育士不足の状況などから困難であるといったご意見を複数の参加法人からいただいております。応募の締め切りを待たずして11月29日の時点で説明会に参加した全ての法人から今回の応募を辞退する旨の申し出がございました。

そこで市としましては、令和3年度に民営化を行うためには、1年前の令和2年4月から保育の引き継ぎを行う必要があることから、遅くとも今年度中には運営法人を決定したいと考えております。そのため、今後の再募集について早急に検討を行う必要があることから、本日、第2回の選定審査会の開催をお願いしたものでございます。

今後の再募集にあたりまして、募集条件の見直しなどにつきましては、後ほど案件の中で資料にてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。前回の会議後、運営法人の公募を開始されまして、説明会にも6法人の参加の申し込みがあったとお聞きしていましたが、最終的に各法人とも応募を辞退され、残念ですが応募がないことが確定いたしました。このことを踏まえて、本日の案件1、運営法人の募集について、事務局からの説明をお願いいたします。資料が何点かございますので、適宜、区切りながらご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

(資料1に基づき、募集条件の見直しについて説明)

【会長】

ありがとうございました。ここまで資料1に沿って、事務局から今後の再募集にあたっての募

集条件の見直し内容などについてのご説明がありました。

ここまでの部分でご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】

2か所同時に保育所の民営化というのは、これまで何か所か民営化されている中でこの問題は起こってないのですか。

【事務局】

本市では、2つの民営化を同時にしたことはありますが、それぞれに公募させていただいて別々の法人に運営をいただいておりますので、1つの法人に2つの保育所をお願いするといったことが、前例としてなかったところでございます。

【委員】

ということは、2つ同時にしなくても、最初から別々に募集したらよかったのでは。同時にしないといけなかった理由はあったのですか。

【事務局】

令和4年度に統合するというところがありますので、統合を考えると法人としては一法人になるというところがあります。

【委員】

わかりました。

見直しをしたら、辞退したその6法人が、再度目を向けてくれるのですか。

【事務局】

それは法人さんの判断になりますので、何とも言えませんが、2園同時の民営化が課題だとおっしゃっていたので、そこを解消すれば何とかなるのではとは思っております。

【委員】

別にハードル下げたわけでも、譲歩したわけでもないんですね。

【事務局】

はい。

【委員】

わかりました。ハードル下げるといというのは、子どもさんを預けてる親御さんからしたら不安なところがあると思うんで、それは絶対にだめだと思います。

【委員】

渚保育所の保護者会の関係ですが、同時に民営化すると思っていたので、今、それに向けて保護者会費の清算であったり、これまでの民営化では、そのまま会則も引き継ぎだったんですが、

今回は、渚保育所と渚西保育所で会則も違いますし、お金の扱い方も違うので、実はそのすり合わせとかも来年度の役員さんには負担があったりします。これが同時の民営化だったら、事前に調整した内容を来年度の役員に大体引き継ぐこともできます。また、もし一方の園が保護者会をなくすと言えば、ここ枚方市にはそういう園はないですけど、もっと都会だと保護者会がない園もあるので、そういうことも話し合わないといけません。どのようにお金を引き継ぐのか、全部清算してからもう一回徴収し直すのかという事を話していたんです。でも、時期がずれてくることによって、例えば民営化すると、枚保連から抜けるケースが多いんですけど、それもまず渚だけで決めないといけないのか。渚西さんはまだ公立ではあるけど、一緒に動いていただけるのであれば、こちらとしてもありがたいのですが、初年度の会長さんや、本部役員の方に対する負担があまりにも大きいと思っています。それで統合してから、「私たち、こんなの聞いてなかったわ」と渚西さんから言われるのもつらいので、渚西さんからもやはり協力は仰ぎたいと思っています。本当にこのとおりに進んでいただかないと、また1年ずれると話が変わってきます。

保護者会としては振り回されるし、いろいろなことに影響するので、最終的に子どもにもしわ寄せがいくという結果になると、一番大変な時に手を挙げてくださる保護者の方にも申し訳ないと思います。私たちも2、3日前にスケジュール変更の通知を受け取って、まだ保護者会を開けてないので、どうするかという方針も立っていないのですが、せめてこれ以上変わらないようにというのを保護者会としては感じています。

【会長】

ありがとうございました。いかがですか、今のお話。

【事務局】

市として保護者会のことになかなか考えが及ばず申し訳ないと思っております。先に民営化される渚保育所と保育の引き継ぎに入られる職員と、あと公立で残っている職員で、保護者会に市がどこまで関与していいかというところはあるかとは思いますが、できるだけ交流の機会を設けながら、そういったところもスムーズにお話しできるように声かけはしていきたいと思っています。

【委員】

多分、私たち保護者が任意で立ち上げた組織という扱いで、行政に言葉というか、私たちの思いを伝えるためとかに使ってるものなので、行政がそこに入ってくると本来の役割と違ってくる。難しい問題なのは重々承知しているんですけど、せつかく保護者会の役員に手を挙げてくださる方々にこれだけの責務を負わせるのは、すぐにはお願いしますと言えないような思いがあるんですね。

【委員】

基本的には市が決めたことだから、関与はしてあげないといけないと思います。度合いは相談しながらにはなると思いますが、絶対に関与はしてあげないといけないと思います。

【事務局】

こちら側が提示するということはできないかとは思いますが、方法論としてこういった形の

やり方ではどうですかということで、一緒にお話をさせていただきながら、そういったところの大きな差であるとか、決め事でもめてしまうようなことがないように、同じように一緒に考えさせていただくことはできるかと思います。

【事務局】

それぞれ所長がいますし、所長は必ず保護者会の時は同席させてもらっていると思いますので、何かそういったことで困ったことがあれば所長に伝えていただいて、所長からこちらにも話が来ますので、その中でできるだけいい方法を一緒に考えさせてもらえたらと思います。

【委員】

よろしくをお願いします。

【会長】

今、お話があったようにいろんな問題があると思いますが、できるだけ情報を共有しながら、あるいは連携しながら、事業を進めていけたらと思いますのでよろしく願いいたします。それでは、一旦は続けていきたいと思いますので、続きのご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料2、資料3に基づき、募集要項(案)の修正について説明)

【会長】

ありがとうございました。今、資料2、3の募集要項の説明、見直しの説明がありました。ご意見、ご質問等いかがでしょうか。

【委員】

ちょっと戻るのですが、一番初めの資料1の表を見て、渚西保育所の土地を購入するというのは令和2年度。ということは、公立の保育所を新しく運営したいと手を挙げた法人、民間が買った土地の上で公立の保育所が運営されるということになるんですか。

【事務局】

土地は市が買いますので、それを民間法人に無償で貸与するという形になります。

【委員】

貸与期間として10年間は何か基準はあるのですか。

【事務局】

基準は特にはないですが、そこは意見がわかれるところで、保育所は基本的にずっと運営するものですから、長くするべきという意見もありますが、市としては、やはり状況も変わってくるかもしれないので、見直しも想定したことを踏まえて一応10年一区切りと。そういう形で契約はさせてもらってます。更新することは何ら差し支えありませんので。

【委員】

私は短い長いというよりも、民間やから当然もうけますよね。もうけなかったらこういう法人企業は参加しないと思いますが。

【事務局】

社会福祉法人なので、もうけられないです。

【委員】

もうけようと思ったら、何かを削減しないといけないことにはなりますが、そこはさせないということですね。

【事務局】

営利は、求めてはいけないことになっています。

【委員】

わかりました。

【委員】

今のお話しはわかったんですけど、令和3年度の渚西保育所のところに、運営法人への保育引き継ぎ開始ってあるんですけど、渚西は3年度いっぱいまで公立の運営でいって、その間にいろんな引き継ぎをするというのはどんなイメージですか。

【事務局】

まずは1年前から、ここで施設長をどうするかという問題もありますが、これまでであれば、施設長予定者が随時公立の保育所に来て、園の様子であったり、行事はこんなことをしてるというのを随時確認いただくというのが4月から1年かけて引き継ぎを行うという部分になります。今回でしたら10月から3月の共同保育と書いてる分につきましては、次に担任をもたれる予定の方に入っていて、合同保育をしながらお子さんの様子を引き継いでいただくという形で引き継ぎを行っております。

【委員】

それでは、令和4年度のゴールがもう決まっているので、そのつもりでいろんな情報交換をしていくということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

あと、隣の土地なので、物理的にもやりやすい場所ではあるとは思いますが。

【事務局】

土地の場所というのが、この募集要項、資料2の9ページに参考資料として載せておりますが、令和2年、3年度の間に、3年度は渚保育所を民営化で運営しながら法人がこの土地に建物を同時進行で整備をし、4年度に両方が移ってくることになります。

【委員】

わかりました。

【委員】

周辺の地域住民には同意は得てるのですか。保育所が真横に建って、後でどうのこうのという問題が起こっているという話も聞きます。

土地の購入はわかります。だから、渚西、渚保育所を道路挟んだところに移しますというのも。真横ということは、土地改良区の土地もありますが、そのへんの説明はちゃんとしているのですか。

【事務局】

土地購入する場所、渚西保育所の真向かいなんですけれども、その購入にあたって測量なども行っておりますので、その際に隣接している方に全て立会をいただいております。その時に趣旨説明をさせていただいております。あと影響するところとして渚西中学校が奥にあります。が、保育所の規模が大きくなるということもあり、おそらく交通も増えると思いますので、中学生が通われる時の安全面の確保とかもあり、中学校にも説明をしています。

【委員】

私たちの立場は、法人の申し込みがあった、その法人が適正かどうかいうのを審査する仕事ですよね。だからあんまり詳しい内容まで、いろいろとできるまでの話をされてもちょっと理解がしんどいです。実際法人が決まって、こういう申し出ありますからどうですかという、そういう部分のお話にはのれるのですが。

【会長】

今回の場合には、どういう形で応募するのかっていうことの確認ということですので。いかがでしょう、一旦この先へ進ませていただけたらと思います。また、後ほどご質問等あるかもしれませんが。

では、今のところなんですけれども、今回いただきましたところでは、特に大きな修正はなかったかと思っておりますので、皆様からいただきましたいろんなご意見とかご感想等を事務局で受け止めていただきまして、円滑に行うためにこのまま進めさせていただけたらと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

ありがとうございます。それでは募集要項は事務局案で進めさせていただこうと思います。

以上で案件1の審議を終了させていただきます。その後、案件2に移るわけですが、傍聴の方はいらっしゃいませんので、このまま引き続き進めさせていただきたいと思います。

それでは、案件2、その他について事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

(資料4に基づき、選定基準(案)の見直しについて説明)

【会長】

ありがとうございました。今、選定基準の変更箇所についてのご説明がありましたが、先ほどの募集要項の変更箇所を反映した内容でありますし、前回の審議会でもいただいたご意見を反映したのとなっております。特に議論を要する内容ではなかったかと思いますが、これについては事務局案どおりというところでよろしいでしょうか。

【委員】

路上駐車の対策なんですけど、渚西保育所は統合された後は更地になりますよね。あくまで更地になるけど市の所有、敷地なんですけども。そこにすぐ何かの施設を建てるという計画がなければ、臨時的にでもその土地は更地になるんだから、駐車場としての考え方もいれてあげたらどうでしょう。渚保育所さんは線路を渡ってくるから、前みたいに自転車ではなく、ひょっとしたらお車を使う可能性が高いと思うので、そこの空いてる用地は極力、可能な限りでいいので、ここに割り当てを考えていただいたら、近隣の有料駐車場借りる必要もないのではないかなという提案です。

【事務局】

統合になった時点では、新しい建物ができていますので、通常はその敷地の中で一定スペースを駐車場用として確保して、運営されるというのが通常の形です。ただ、保護者の方もおっしゃっていましたが、それで十分足りるのかというところはちょっとありますが。

【委員】

渚西は、現状3台しか停められないですよ。

【事務局】

今はそうですね。ただ、保育所でなくなる土地の部分については、市全体で今後どうしていくのかという部分が出てきますので、勝手に使い道が決められないという制約があります。

【委員】

保育所を運営する立場として、その時に意見を出してもらったらいいのではないですか。

【事務局】

意見としてはもちろん考えられます。そこは確約できる話ではないんですが、そういうご意見があったということでお聞きさせていただきます。

【事務局】

あと、自動車での送迎の安全対策については、ご意見いただいているところでございますので、今回の募集要項でも、6ページの⑦のところに、自動車での送迎に対する安全対策として、朝夕の送迎時に警備員等を配置することということで設けております。そこで人が立って、こっちが空いてるからこっちに停めてくださいというような誘導をされると思います。

【委員】

私は、ずっとここに住んでいるからわかるんですが、農家の畑と中学校もあるので、お迎えであつても10分くらい止められるので、あそこにズラッと並べられたら困るんです。これまで、皆さんに協力してもらっていますが、今度、保育所の大きさが倍になるから、やっぱり駐車スペースというのは、極力とっていただいたほうが、それも市の持つてる土地を利用するのがいいのかなと思ったものですから。今まで誘導員なんかなかったので、そこはいいと思います。

【会長】

ありがとうございました。それでは、原案で進めさせていただこうと思います。それでは、引き続き今後のスケジュールについてご説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料5に基づき、今後のスケジュール(案)について説明)

【会長】

ありがとうございました。では、ここで一旦会議を中断させていただいて、スケジュール調整に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(休憩)

【会長】

それでは会議を再開します。スケジュール案ができましたので、改めて日程確認をお願いいたします。

【事務局】

それでは第3回審査会の書類審査につきましては、2月5日、水曜日の午後6時半から。また第4回のプレゼンテーションにつきましては、2月23日、日曜日の午前9時からということで予定させていただきます。会場につきましては、場所が決まり次第お知らせをさせていただきますと思います。スケジュールの確認は以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。今、スケジュールの確認をしていただきました。委員の皆様方、本当にお忙しい中いろいろご調整いただきまして、ありがとうございました。次回から審査を行っていきたいと思っておりますので皆様方、ご協力よろしくお願いをいたします。

【事務局】

最後に1点だけすみません。本日の資料の取り扱いについてですが、前回同様募集要項であるとか、募集開始前の資料がございますので、本日の資料についてはすべてこの場に置いていただいて、またファイルに綴じさせていただきますので、よろしくをお願いします。

【会長】

皆様方、資料はこの場に置いておいていただけたらということになります。それでは以上で本日の案件はすべて終了しました。これをもちまして本日の会議を閉会したいと思います。ありがとうございました。